【募集代理人について】

三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は、お客さまとセコム損害保険の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してセコム損害保険が承諾したときに有効に成立します。

保険金の支払事由(ガンの診断確定等)が生じた場合は

○保険金の支払事由(ガンの診断確定等)が生じた場合には、セコム損害保険のメディコム・ナースコールセンターにご連絡ください。 (セコム損害保険メディコム・ナースコールセンターの連絡先は、保険証券に記載しております。)

【募集代理店(三菱UFJ銀行)からのご説明事項】

- ◆「自由診療保険メディコム」にご契約いただくか否かが、三菱UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- ◆「自由診療保険メディコム」は、セコム損害保険を引受保険会社とする損害保険商品です。このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- ◆ 三菱UFJ銀行は、「自由診療保険メディコム |の引受保険会社であるセコム損害保険の支払能力を保証するものではありません。
- ◆ 法令により、銀行が保険募集を行う際には、事業のための融資をお申し込み中のお客さまや「銀行等保険募集制限先」に該当されるお客さま等への募集について規制があります。三菱UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、三菱UFJ銀行への事業のための融資のお申し込みの有無やお勤め先等について、あらかじめお客さまにお伺いし、万一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には、保険募集をいたしませんのでご了承ください。

●「自由診療保険メディコム」は新ガン治療費用保険のペットネームです。●「MEDCOM」及び「メディコム」は、「自由診療保険」に関するセコム 損害保険株式会社の商標です。

お問い合わせ、お申し込みは 「募集代理店」



株式会社 三菱UFJ銀行

三菱UFJ銀行コールセンター [保険]

0120-860-777

月〜金曜日 9:00〜17:00(祝日・12/31〜1/3 等を除く) http://www.bk.mufg.jp ご契約内容に関するお問い合わせは [引受保険会社]

信頼される安心を、社会へ。

|SECOM セコム損害保険株式会社

〒102-8645 東京都千代田区平河町2-6-2 セコム損保ビル セコム損害保険メディコム・コンタクトセンター

0120-051-034

月~金曜日 9:00~17:00(祝日、休日、および12月31日~1月3日を除く) https://www.secom-sonpo.co.jp/ 入院にも、通院にも、先進医療にも、自由診療にも、

ベストな治療を「ガン保険」

セコム損害保険株式会社 2018年4月 (2018年5月1日 以降保険始期日)

信頼される安心を、社会へ。

入院は無制限、通院は5年ごとに最大1,000万円まで、かかったガンの治療費を補償

自由診療保険

メディコム

新ガン治療費用保険

契約概要・注意喚起情報 兼 商品パンフレット

- ●「自由診療保険メディコム」に関する重要な事項のうち、特に重要な情報を記載しています。 で契約いただく前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みいただきますようお願い申し上げます。 この書面のほか、ご契約の内容に関する事項は「ご契約のしおり・普通保険約款および特約集」にも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- ご契約に際しては、保険契約者さま(保険契約を締結される方)および被保険者さま(補償の対象となる方)ともにご本人さまが 内容をご確認のうえ、お申し込みください。

[募集代理店]



[引受保険会社]

SECOM セコム損害保険株式会社

「自由診療保険メディコム」の引受保険会社はセコム損害保険株式会社です。 株式会社三菱UFJ銀行は、セコム損害保険株式会社の募集代理店です。

2018年4月現在(NO.05540) SEK-1101-1712-0032 M0005-01-50 1804

自由診療保険

EDCOM は、ベストな治療を目 指すためのガン保険です。

一時金に加え、かかったガンの治療費を補償します。



特長



かかったガンの

入院治療費を補償

●入院治療費は無制限、 入院日数も無制限

特長 2



「入院」な しの「通院」だけでも補償!!

かかったガ ンの

通院治療 費を補償

●通院治療費は5 年ごと(契約更新ごと)に 最大1.000万円 まで補償、通院日数無制限 特長 3



公的保険診療の自己負担分 (自己負担額は通常3割*1) だけでなく全額自己負担となる

- 先進医療や自由診療*2も補償
- *2 自由診療の補償は、セコム損害保険の協定病院、がん診療連携 拠点病院、大学附属病院等で行われる診療に限ります。

<保険診療や健康保険等が利かない先進医療・自由診療とは?>

●通常の保険診療とは?

国民健康保険法や健康保険法等により定められている診療で、通常私たちが医療機関で受けている治療のことです。 →治療費のうち、通常、7割を国民健康保険や健康保険組合等が負担し、残りの3割を患者が自己負担(一部負担金)

厚生労働大臣が定める高度な医療技術を用いた療養のことをいい、将来に向けて健康保険等の適用が検討されています (厚生労働大臣の定める施設基準に適合すると承認を受けた医療機関で行われる場合に限られています)。

→ 「先進医療」の治療費は全額自己負担

●自由診療とは?

健康保険等を使用せずに治療を受けることです。ガンに有効な新しい治療法が世界中で開発される中で、国内未承認の抗ガン剤等による 治療は、健康保険等(公的医療保険)が適用されず、先進医療にもあたらないため、「自由診療」で受けることになります (一連の治療で、健康保険等を適用した治療との併用(混合診療)は、現在の医療保険制度では認められていません)。

→本来健康保険等が適用される治療も含め、すべての治療費が全額自己負担



●高額療養費制度とは?

高額療養費制度とは、医療機関で健康保険等(公的医療保険)の 対象となる診療をうけた場合に、1ヵ月間(同月内)における所定の 自己負担限度額を超えた場合に、超えた額を健康保険等(公的医 療保険)から支給される制度のことです。

■自己負担限度額(70歳未満で年収500万円の方の場合) 80.100円+(公的医療保険適用の治療費-267.000円)×1% ※直近12ヵ月間に既に3回以上高額療養費の支給を受けている 場合には、その月の自己負担限度額は44.400円となります。

■入院(同月内)治療費総額が100万円の場合の例

治療費総額 1,000,000円 MEDCOM からの給付り 高額療養費支給後の自己負担額は、87,430円となります。

安心のためのサービス

看護師資格のあるセコム損害保険スタッフが対応します。 メディコム・ナースコールセンター(電話番号は保険証券に記載)



サービス 1 セコム損害保険の協定病院等をご案内

- 自由診療にも対応する複数の協定病院等をご案内します。 ※セコム損害保険の協定病院数は、全国で276医療機関となっております(2018年1月現在)。
- セコム損害保険の協定病院に自由診療で入院する場合、かかった入院治療費(ガン 入院保険金)をお客さまにかわりセコム損害保険が直接医療機関へお支払いするので 入院治療費の立替費用を心配せずに安心して治療に専念できます。
 - ※協定病院以外の医療機関で公的保険診療の診療範囲外の治療を予定されている場合には、 セコム損害保険はその医療機関が当社の協定基準に合致するかについてすみやかに確認します。

サービス 2 セカンドオピニオン外来がある医療機関をご案内

セカンドオピニオン外来では、現在の治療法に対する不安を解消したり、他にどのような 治療法があるか等について、主治医以外の医師の意見を聞くことができます。

ガンに関するご相談の受付 サービス3

検査や治療法等ガン治療に関する一般的な情報についてご相談いただけます。

※ サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。

待機期間中にガンと診断

確

定され・

た場合、お支払い

の対

象外となり

ŧ

す

契約概要

●この書面は「自由診療保険メディコム」の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご契約いた だく前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、お申し込みいただきますようお願い申し上げます。

●本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「ご契約のしおり・普通保険 約款および特約集」をご参照ください。また、ご不明な点については、メディコム・コンタクトセンターまでお問い合わせください。

引受保険会社の名称および住所

■ 引 受 保 険 会 社 : **セコム損害保険株式会**社

住 所 : 〒102-8645 東京都千代田区平河町 2-6-2 セコム損保ビル **■** ホームページアドレス : https://www.secom-sonpo.co.jp/

商品のしくみおよび補償内容

「自由診療保険メディコム」は、被保険者(保険の補償を受けられる方)が、日本国内において、ガンと診断確定され、入院または外来でガンの診 療を受けた場合に保険金をお支払いします。

待機期間を除く保険期間中にかかったガン(悪性新生物や上皮内新生物)の診断や治療の 際に、下表の保険金をお支払いします。



- 保険金の支払責任は、保険始期日*1からその日を含めて91日目に開始します(90日の待機期間があり、この間に診断
- 確定された場合は補償されません*2)。
- 詳細は、P.9 「保険始期日・保険責任開始日について」「ご契約のしおり・普通保険約款および特約集」等をご覧ください。
- ガンの診断確定は、診断書に記載される「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」(出典:厚生労働 省)における分類項目・コードを基に判断しています。

*1 保険始期日とは、セコム損害保険がお申し込みを承諾した日(契約日)の翌月1日となります。 *2 90日間の待機期間についてくわしくはP.9 「保険始期日・保険責任開始日について」をご覧ください。 【保険期間:5年】(90歳まで自動更新) お支払いする保険金について お支払い回数等の補足説明 ご注意いただきたいこと(保険金をお支払いできない場合等) ガン(悪性新生物や 上皮内新生物)と 診断保険金 ●ガン診断保険金が支払われることと ●ガン診断保険金が支払われることとなった最終の診断確定日からその日 を含めて3年以内に再びガンと診断確定された場合は、お支払いの対象外 なった最終の診断確定日から3年経過後 であれば何度でもお支払いします。 となります。 ●次の範囲はお支払いの対象外となります。 ・差額ベッド代 公的保険診療の場合 ・貸テレビ代・新聞代・特別メニューの食事代等、直接治療に関係しない諸雑費 ・ガンの診断確定を主な目的とした、検査のための入院 次のガン治療費等と同じ額 ·ガンの再発·転移の診断を主な目的とした、診察または検査のための入院 診断確定された かかったガンの治療費を ・ガンの手術により失われた形態または機能を改善する形成再建手術等 ①自己負担額 日数無制限 ガン (悪性新生物や 入院保険 (乳ガンの手術と別の時期に行う乳房再建手術等)を行うことを主な目的とした、 無制限 (自己負担となる通常3割) 上皮内新生物) の治療目的で 自由診療による入院 ●自由診療としての補償は、入院する医療機関がセコム損害保険の協定病院、がん診 の治療費 ・治療の種類による回数制 入院したとき 療連携拠点病院、大学附属病院等であること、および医師による入院診療計画に健 に補償 ※自己負担額は年齢や所得に 限もありません。 康保険等(公的医療保険)の給付対象とならないガンの診療が含まれていることが よって異なります。 条件となります。 ※高額療養費制度による高額 ●自由診療による入院の場合、ガンの治療にかかった費用に対して、第三者により支

外来保険金

診断確定された ガン(悪性新生物や 上皮内新生物)の治療目的で

通院したとき

かかったガンの治療費を

まで補償

※契約更新時(5年ごと)に、補償額が 1,000万円に復元します。

- 療養費を差し引かずに自己 負担額をお支払いします。
- ②先進医療等の費用

/ 差額ベッド代を除く保険外 併用療養費制度における ↑費用

③診断書等の文書作成費用

自由診療の場合

- ●治療にかかった費用
- ●診断書等の文書作成費用

●次の範囲はお支払いの対象外となります。

・往診による治療

- ・交通費・宿泊費等、直接治療に関係しない諸雑費
- ・ガンの診断確定を主な目的とした、検査のための通院
- ・ガンの再発・転移の診断を主な目的とした、診察または検査のための通院 ・ガンの手術により失われた形態または機能を改善する形成再建手術等
- (乳ガンの手術と別の時期に行う乳房再建手術等)を行うことを主な目的とした、 自由診療による通院

払われた損害賠償金がある場合はその額を差し引きます。また、他の保険契約等か

ら支払われた保険金等がある場合はその額を差し引くことがあります。

- ●自由診療としての補償は、通院する医療機関がセコム損害保険の協定病院、がん診 療連携拠点病院、大学附属病院等であること、および医師による通院診療計画に健 康保険等(公的医療保険)の給付対象とならないガンの診療が含まれていることが 条件となります。
- ●自由診療による通院の場合、ガンの治療にかかった費用に対して、第三者により支 払われた損害賠償金がある場合はその額を差し引きます。また、他の保険契約等か

日数無制限

- ・入院しなくても補償します。 ・セカンドオピニオン外来の 費用も補償します。
- ・治療の種類による回数制 限もありません。

ら支払われた保険金等がある場合はその額を差し引くことがあります。

お申し込み条件について

1.ご加入される方(被保険者)の年齢が、満6歳から満74歳までであること(保険始期日の年齢となります)。



- 保険始期日とは、セコム損害保険がお申し込みを承諾した日(契約日)の翌月1日となります。
- 保険始期日以前に75歳の誕生日を迎えた場合は、ご加入できなくなります。
- 詳細は、P.9「保険始期日・保険責任開始日について」をご覧ください。

2.今まで、ガン(悪性新生物や上皮内新生物)にかかったことがないこと。

3.入院中でないこと。

- ◆ お申し込みの際に、医師の診断書は必要ありません。ご健康状態を「告知書」にご記入ください。
- ◆ ご健康状態によってはお申し込みをお引き受けできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ◆ 契約更新時には上記の条件は適用されず、保険期間満了の2ヵ月前までに更新しない旨のご連絡をいただかない限り、満90歳になるまで自動 更新されます。

〈ご参考〉ご契約のながれ

お申し込み

三菱UFJ銀行の窓口にお申し込み書類をご提出ください。

第1回目の保険料は、お申し込み時に、セコム損害保険指定口座へ振り込む方法、または クレジットカードにより払い込む方法のいずれかをご選択ください。

2 お申し込み内容確認 お申し込み書類の確認と引受審査を行います。

■ 書類確認 セコム損害保険にて、お申し込み書類に不足および記入誤りがないか 確認します。不足および記入誤りがあった場合、書類の再提出をお願い することがありますのでご協力をよろしくお願いいたします。

また、第1回目の保険料をセコム損害保険指定口座へ振り込む方法を ご選択いただいた場合には、その入金確認を行います。

2 引受審査 セコム損害保険にて引受審査を行います。 ※書類確認を完了後、2週間程度の時間を要する場合があります。

3 契約日

「2.お申し込み内容確認」を完了した日が契約日となります。

で健康状態によっては、お申し込みをお引き受けできない場合がありますので、あらかじめ ご了承ください。

4 保険始期日

契約日の翌月1日が保険始期日となります。

保険始期日の満年齢で保険料が決まります。

引受審査が月をまたぐ場合、保険始期日が申込月の翌々月の1日となります。当該保険始期日を 迎える前に、お申し込み時点より年齢が上がっている場合、お支払いいただく保険料が高くなる ことがあります。この場合、変更後の保険料を払い込みいただかないと保険始期日が確定しません。 保険料の差額分については、三菱UFJ銀行より、別途ご請求させていただきます。

※ 保険始期日時点で75歳の誕生日を迎えてしまった場合には、ご加入できなくなりますので、お早め にお手続きをお願いいたします。

5 保険証券のご送付

「2.お申し込み内容確認」の後、保険証券をご契約者さまあてに送付します。

保険料の引き落し

保険料の自動引き落しは、保険始期月の翌月より開始されます。

詳細は、「ご契約のしおり・普通保険約款および特約集」をご覧ください。

保険責任開始日

補償が始まる日を保険責任開始日といい、保険始期日からその日を含めて91日目に開始します。

※詳細については、「ご契約のしおり・普通保険約款および特約集」等をご覧ください。

月払保険料表

【保険期間:5年】(90歳まで自動更新)

- ◆保険料はご加入される方(被保険者)の「性別」と「保険始期日の満年齢」で決まります。
- ◆保険期間は5年で、保険料はご加入時から5年間(更新時まで)は変わりません。 更新後の保険料は更新時の満年齢によって決まります(ただし、下表の保険料は将来変更される場合があります)。

※保険料は生命保険料控除(介護医療保険料控除)の対象となります。

2018年4月1日現在

保険始期日の満年齢	男性	女性	保険始期日の満年齢	男性	女性
6歳	1,340 円	1,510円	41歳	2,030 円	3,590 円
7	1,340	1,510	42	2,130	3,830
8	1,340	1,510	43	2,240	4,090
9	1,340	1,510	44	2,370	4,330
10	1,340	1,510	45	2,610	4,550
11	1,340	1,510	46	2,910	4,750
12	1,340	1,510	47	3,240	4,940
13	1,340	1,510	48	3,610	5,110
14	1,340	1,510	49	4,020	5,280
15	1,340	1,510	50	4,460	5,460
16	1,340	1,510	51	4,740	5,560
17	1,340	1,510	52	5,040	5,670
18	1,340	1,510	53	5,350	5,770
19	1,340	1,510	54	5,700	5,860
20	1,340	1,510	55	6,060	5,920
21	1,340	1,510	56	6,450	5,960
22	1,340	1,510	57	6,860	5,980
23	1,340	1,510	58	7,290	5,980
24	1,340	1,510	59	7,770	6,010
25	1,350	1,560	60	8,310	6,080
26	1,360	1,610	61	8,890	6,200
27	1,380	1,680	62	9,530	6,360
28	1,390	1,760	63	10,210	6,560
29	1,410	1,840	64	10,920	6,770
30	1,430	1,920	65	11,660	6,980
31	1,460	2,010	66	12,430	7,210
32	1,480	2,100	67	13,220	7,440
33	1,510	2,190	68	14,030	7,690
34	1,550	2,290	69	14,810	7,930
35	1,590	2,390	70	15,550	8,190
36	1,640	2,550	71	16,240	8,450
37	1,700	2,740	72	16,900	8,710
38	1,770	2,930	73	17,520	8,980
39	1,850	3,140	74	18,110	9,250
40	1,930	3,350			

上記保険料表は、一般扱いの月払保険料であり、勤務先等を通じて保険料払い込みが行われる場合(以下団体扱いという)、月払保険料が割安となる可能性があります。 団体扱いはお申し込み時の取り扱いはありませんが、ご契約後に団体扱いへの変更が可能となる場合がありますので、お手続き等の詳細については、セコム損害 保険メディコム・コンタクトセンターまでお問い合わせください。

満期返戻金・契約者配当金

「自由診療保険メディコム」には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

解約返戻金の有無

保険期間の中途で、ご契約を解約される場合は、セコム損害保険メディコム・コンタクトセンターまでご連絡ください。なお、解約 の場合の返戻金はありません。

7

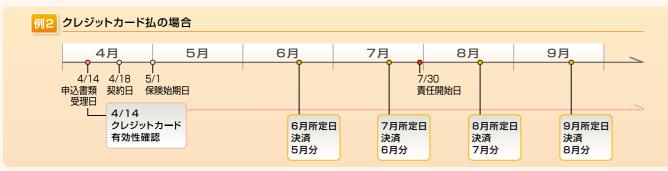
保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、下表のとおりとなります。

初回保険料	第2回以降保険料
振り込み	□座振替(月払)
クレジットカード払 □	クレジットカード払(月払)

第2回以降保険料の払込方法は口座振替(月払)とクレジットカード払(月払)の変更をすることもできます。





8

ご契約の更新について



保険期間が満了する場合、保険期間満了日の2ヵ月前までに更新しない旨をセコム損害保険にご通知いただかない ♪ かぎり、被保険者の健康状態にかかわらず、保険契約は自動的に更新して継続されます。

[加入例]				
性別·契約年齢 男性·32歳		自動更新	自動更新	自動更新
保険期間·保険料払込期間 5年間	32歳	37歳	42歳	87歳 90歳
保険料例(月払)	(1,480円)	(1,700円)	(2,130円)	(24,270円)
加入時保険料 32歳~36歳	1,480円	\longrightarrow	- 5年	◆ 3年 →
初回更新時保険料 37歳~41歳	1,700円			
※2回目以降更新時保険料についてもP.6「	月払保険料表」にてご確認いただけます。			

- 更新後のご契約には90日の待機期間の適用はありません。
- 更新後の保険契約の保険期間は更新前の保険契約の保険期間と同一とします。ただし、<u>更新後の保険期間終了の日の翌日の被保険者の年齢</u>が90歳を越えているときには、保険期間を短縮して更新します。
- 更新後のご契約には更新日の約款を適用します。
- 更新後の保険料は、更新日の保険料率および被保険者の年齢により計算します。
- (更新後の保険料は通常、更新前より高くなります。また、P.6「月払保険料表」は将来変更される場合があります。)
- 更新後の保険料の払込方法(口座振替・クレジットカード払)については、更新前と同一とします。 ただし、あらかじめご契約者からお申し出があれば、当該払込方法を変更することができます。
- ●「自由診療保険メディコム」には、解約返戻金・満期返戻金・契約者配当金はありません。

保険料について

・当資料に記載の保険料は、2018年4月1日(計算基準日)現在基礎率等に基づいて算出した数値です。

その他注意事項

・当資料における年齢は、すべて「保険始期日の満年齢」で記載しております。

注意喚起情報

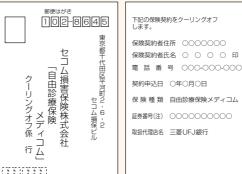
- ●この書面は「自由診療保険メディコム」のご契約に際してお客さまにとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約いただく前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、お申し込みいただきますようお願い申し上げます。
- ●本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「ご契約のしおり・ 普通保険約款および特約集」をご参照ください。また、ご不明な点については、セコム損害保険メディコム・コンタ クトセンターまでお問い合わせください。

1

クーリングオフについて(契約の申し込みの撤回等)

(1) 「自由診療保険メディコム」はクーリングオフ制度の対象となります。ご契約のお申し込み後であっても次のとおりご契約のお申し込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。

〈記入例〉



- ①クーリングオフは、お客さまがご契約を申し込まれた日または本書面を受領された日のいずれか遅い日から8日以内であれば行うことができます。
- ②クーリングオフの手続きは、三菱UFJ銀行では受け付けることができませんので、セコム損害保険の左記本社あてに、必要事項をご記入のうえ、上記の8日以内に必ず郵便(消印有効)にてご連絡ください。
- ③クーリングオフされた場合には、既にお払い込みになった保険料は、速やかにお客さまにお返しいたします。また、セコム損害保険はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。ただし、保険始期日以降にクーリングオフをされた場合は、保険始期日からご契約の解除日までの期間に相当する保険料を日割でお支払いいただく場合がございます。
- (注)証券番号は、契約申込書・告知書の右上に記載しています。
- (2) 次のご契約はクーリングオフができませんので、ご注意ください。
 - ・営業または事業のためのご契約
 - ・法人または法人でない社団・財団等が締結されたご契約
 - ・金銭消費貸借契約その他の契約の債務の履行を補償するためのご契約(保険金請求権に質権が設定されたご契約等)
 - なお、既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。

2

告知義務等について

(1) 契約締結時における注意事項(「契約申込書・告知書」記入上の注意事項)

①ご契約者、被保険者(保険の補償をうけられる方)には、ご契約時において、セコム損害保険が申込書等で告知を求める◆印の事項(告知事項)について、事実を正確に告知する義務(告知義務)があります。告知いただかなかった場合や、告知した内容が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。ご契約に際して、今一度ご確認ください。

【告知事項】(「契約申込書・告知書」における◆印の事項)

- ◆被保険者の性別 ◆被保険者の生年月日 ◆告知書の質問事項(被保険者の現在の健康状態・過去の病歴等)
- ②現在の健康状態・過去の病歴等に関するご記入は、公平な引受判断のための重要な事項です。必ず被保険者または親権者・後見人の方が漏れなく正確にご記入ください。
- ③三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)に口頭でお話されても告知していただいたことにはなりません。必ず「契約申込書・告知書」にご記入ください。
- ④現在の健康状態・過去の病歴等に関するご記入内容によっては、ご契約のお引き受けができない場合があります。
- ⑤「契約申込書・告知書」の記入事項について、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知された場合、ご契約日から 5 年以内であれば、セコム損害保険は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。この場合には、保険金をお支払いする事由が発生していても、保険金のお支払いができないことがあります。
- (2) 契約締結後における留意事項

ご契約者の住所等を変更される場合は、セコム損害保険までご通知ください。ご通知いただかないと、重要なお知らせやご案内ができないことになります。

3

現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

- (1)解約、減額などをされる現在のご契約についての一般的な不利益事項
- ①多くの場合、現在のご契約の解約返戻金は払込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないことがあります。
- ②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことがあります。

(2) お申し込みされる新たな契約についての一般的なご注意事項

- ①多くの場合、新たな契約において、改めて告知が必要となります。被保険者の健康状態などにより、新たな契約をお引受できないことがあります。また、新たな契約の保険期間の開始時より前に生じている病気やケガなどに対しては、保険金をお支払いできないことがあります。
- ②新たな契約の始期日を起算日として、待機期間、告知義務違反による解除の規定、詐欺による取り消しの規定が適用されます。
- ③新たな契約の始期日における被保険者の年令等により、改めてその時点の保険料率により保険料が計算されます。
- ④新たな契約の普通保険約款・特約が適用されます。そのため、新たな契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。

4

保険始期日・保険責任開始日について

- ・保険始期日は、セコム損害保険がお申し込みを承諾した日(契約日)の翌月1日となります。
- ・保険金の支払責任は、保険始期日からその日を含めて90日を経過した日(91日目(保険責任開始日))に開始します(この90日間を「待機期間」といいます。更新後契約には、待機期間はありません)。
- ※90日の待機期間中にガンと診断確定された場合、ご契約者(被保険者)のその事実の知·不知にかかわらず、保険契約は無効となります。







- ●上記例2において、6/1時点でお申し込み時点より年齢が上がっている場合、保険料が高くなることがあります。この場合、変更後の保険料をお払い込みいただかないと、保険始期日が確定しません(本例の場合、変更後保険料のお払い込みが6月中となった場合、保険始期日は、7/1となります)。
- 保険始期日の満年齢で保険料が決まります。また、保険始期日に75歳の誕生日を迎えた場合は、ご加入できなくなりますので、お申し込み手続きはお早めにお願いいたします。

5

重大事由による解除について

「自由診療保険メディコム」では、次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。

- ①保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせる目的で支払事由を発生させた場合
- ②保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合
- ④複数の保険契約等に加入されることで保険金額が著しく高額となる場合 等

6

無効、失効、取り消しについて

次の事項に該当した場合には、ご契約が無効、失効または取り消しになることがあります。

(1)無効となる場合

次の場合、保険契約の締結の効力が生じなかったものとして取り扱います。

- ①保険責任開始目前にガンと診断確定された場合(告知事項を告げた時以前に被保険者がガンと診断確定されていた事実をご契約者または被保険者が知らなかった場合は保険料を返還しますが、知っていた場合は返還できません)
- ②保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合(既にお払い込みいただいた保険料は返還できません)

(2) 失効となる場合

被保険者が死亡された場合は保険契約が効力を失います(既にお払い込み頂いた保険料に対応する期間のうち未経過である期間に対応する保険料を返還します)。

(3) 取り消しとなる場合

ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または脅迫によって保険契約が締結された場合は、「自由診療保険メディコム」の契約を取り消すことがあります(既にお払い込みいただいた保険料は返還できません)。

9

7

保険料の払込猶予期間、ご契約の失効および復活について

- (1) 保険料は、保険証券記載の払込期日までにお払い込みください。保険料の入金がない場合には保険金をお支払いできない場合があります。なお、払込期日にお払い込みの都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- (2) 第2回以降の保険料については、払込猶予期間内にお払い込みがないと、ご契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。効力を失った期間中に保険金の支払事由が発生した場合、保険金をお支払いできません。
- (3) いったん効力を失った契約でも、効力を失った日からその日を含めて6ヵ月以内であれば、所定の手続きをおとりいただいたうえで、被保険者の健康状態にかかわらず、ご契約を復活させることができます。なお、復活をセコム損害保険が承認した場合は効力を失った日から復活時までの期間についても補償は継続されます。
- ※契約失効日から6ヵ月以内に、復活手続きをせず、新たにご契約のお申し込みをご希望される場合は、次の不利益となる事項を ご確認ください。
- ・新規契約で申し込みをする場合、保険始期日より90日間の待機期間(補償されない期間)が発生すること。
- ・保険料は新契約の保険始期日時点での年齢により算出されるため、旧契約と異なる保険料が適用になる場合があること。
- ・お申し込み時点の健康状態等の告知内容によっては、ご契約のお引き受けができない場合があること。

8

補償重複

ご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(新ガン治療費用保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

9

保険金の支払事由(ガンの診断確定等)が生じたときの手続き

(1) ガンの診断確定を受けた場合

ガンの診断確定を受けた場合には、ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方に、次のことを行っていただきます。正当な理由なしに行っていただけない場合には、保険金のお支払いが遅れたり、セコム損害保険がそれらによって被った損害額を 差し引いて保険金をお支払いする場合があります。

- ①ガンの診断確定を受けた場合は、遅滞なくセコム損害保険メディコム・ナースコールセンターへご連絡ください。
- ②「自由診療保険メディコム」と重複する他の保険契約等の有無や内容について、遅滞なくセコム損害保険メディコム・ナースコールセンターへご連絡ください。
- ③セコム損害保険が必要とする書類の提出やセコム損害保険が行う調査へご協力ください。
- ※セコム損害保険メディコム・ナースコールセンターの連絡先は保険証券に記載しております。

(2) 保険金を請求される際に必要となる書類

保険金の請求をされる際には下記の書類のうちセコム損害保険が提出を求める書類をご提出いただきます。なお、必要に 応じて下記に掲載する書類以外の書類のご提出をお願いする場合があります。

- ①保険金請求書
- ②セコム損害保険様式の医師の診断書および診療明細書
- ③医療機関からの請求書または領収書
- ④被保険者の印鑑証明書
- ⑤公的医療保険制度を利用したことを示す書類
- ⑥公的医療保険制度の下で、医療機関に対して一部負担金を支払ったことを示す医療機関の領収書
- ②セコム損害保険が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書

(3) 保険金のお支払時期

セコム損害保険は、(2)でご提出いただく書類をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いします。 ただし、特別な照会・調査が必要となる場合には、その照会・調査ごとに普通保険約款で定めた日までに保険金をお支払いします。

(4) 保険金の代理請求

P.12 「その他ご注意いただきたいこと」 2. をご参照ください。

(5) 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期については、保険金の種類 ごとに普通保険約款・特約に定めておりますのでご確認ください。

10

「自由診療保険メディコム」は預金ではありません

「自由診療保険メディコム」は、セコム損害保険を引受保険会社とする損害保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。 また、預金保険制度の対象ではありません。

11

保険会社の業務または財務の状態が変化した場合について

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約の際にお約束した保険金額等が削減されることがあります。 セコム損害保険は「損害保険契約者保護機構」に加入しております。損害保険契約者保護機構の会員である損害保険会社が経営破綻に陥った場合、損害保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

詳細については、「ご契約のしおり・普通保険約款および特約集」をご覧いただくか、損害保険契約者保護機構 [03-3255-1635 月曜日~金曜日 9:00~17:00(祝日、休日および年末年始を除きます)・ホームページアドレス http://www.sonpohogo.or.jp] までお問い合わせください。

12

税法上の取り扱いについて

◆保険料について 保険金の受取人のすべてを、契約者又はその配偶者、その他の親族とするご契約が、生命保険料控除の対象となります。

1) 🗇	分字	税0	ノ生	合.	(모)	除	K)	沈	œ.	安
ı	, г	177	4π. U	ᄼᄑ	UIJ	IX.	PX /	r-+ 1	т	777	A

年間(1月~12月まで)の支払保険料の合計	所得から控除される金額
20,000 円以下のとき	支払保険料の全額
20,000 円を超え、40,000 円以下のとき	(支払保険料÷2)+10,000円
40,000 円を超え、80,000 円以下のとき	(支払保険料÷4)+20,000円
80,000 円を超えるとき	40,000円

(2)住民税の生命保険料控除額

年間(1月~12月まで)の支払保険料の合計	所得から控除される金額
12,000 円以下のとき	支払保険料の全額
12,000 円を超え、32,000 円以下のとき	(支払保険料 ÷2)+6,000円
32,000 円を超え、56,000 円以下のとき	(支払保険料÷4)+14,000円
56,000 円を超えるとき	28,000円
	12,000 円以下のとき 12,000 円を超え、32,000 円以下のとき 32,000 円を超え、56,000 円以下のとき

※生命保険料控除税制改正について

平成22年度(2010年度)税制改正にともない2012年1月1日以降に生命保険会社、損害保険会社等と締結した保険契約より、介護医療保険料控除が新設され、生命保険料控除は「一般生命保険料控除」・「介護医療保険料控除」・「個人年金保険料控除」の3つの控除枠による制度に変更されています。そのため、控除枠の適用対象が新旧制度で異なります。また、今後の税制改正に伴い、取り扱いが変わる場合もあります。詳細については、所轄の税務署または税理士にご確認ください。

※「自由診療保険メディコム」は、損害保険商品ですが、生命保険料控除の対象となり、2011 年 12 月 31 日以前の契約締結は「一般生命保険料控除」、2012 年 1 月 1 日以後の契約締結は、「介護医療保険料控除」が適用されます。

◆保険金について 非課税となります。

13

損害保険に関する相談・照会・苦情等のお問い合わせについて

ご契約内容の照会・各種お問い合わせ

0120-051-034(通話料無料)

セコム損害保険メディコム・コンタクトセンター

月曜日~金曜日 9:00~17:00 (祝日、休日および12月31日~1月3日を除きます)

お問い合わせ・ご相談・苦情は右記にご連絡ください。

0120-333-962(通話料無料)

セコム損害保険お客様相談室

月曜日〜金曜日 9:00〜12:00・13:00〜18:00 (祝日、休日および12月31日〜1月3日を除きます)

セコム損害保険は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。セコム損害保険との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

指定紛争解決機関

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022808 (ナビダイヤル(通話料有料))

月曜日~金曜日 9:15~17:00(祝日、休日および12月30日~1月4日を除きます) IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

その他ご注意いただきたいこと

1

ご契約時にご注意いただきたいこと

- (1) ご契約の手続きにあたり、お申し込みの内容がご意向に沿ったものであるか、特に重要な事項が正しく記載されているか等、必ずご確認、ご了承のうえ、お申し込みください。
- (2) ご契約者以外に被保険者がいらっしゃる場合には、「契約概要・注意喚起情報兼商品パンフレット」に記載した事項をお伝えください。
- (3) 万一、被保険者が公的医療保険制度に未加入の場合は、保険金をお支払いできない場合がありますので、お申し込みいただけません。
- (4) 先進医療や自由診療で入院する場合、医療機関の合意があれば、入院治療費をお客さまにかわりセコム損害保険が直接医療機関へお支払いします。なお、セコム損害保険の協定病院に自由診療で入院する場合は、セコム損害保険が直接医療機関へお支払いすることが合意されています。
- (5) セコム損害保険の個人情報の取り扱いについては、「ご契約のしおり・普通保険約款および特約集」および当社ホームページ (https://www.secom-sonpo.co.jp/)に記載しています。

2

保険金の代理請求制度について

- (1) 被保険者が高度障害状態等になり保険金を請求できないときは、被保険者が保険金の請求を第三者に委任している場合を除き、セコム損害保険の承認を得たうえで次の方が被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ①被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
- ②被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族(上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合)
- ③上記①以外の配偶者(注)または上記②以外の3親等内の親族(上記①、②の方がいない場合または上記①、②の方に保険金を請求できない事情がある場合)
- (注) 法律上の配偶者に限ります。
- (2) ご契約の際には、保険契約を締結していることおよび代理請求制度があることを、上記の方にお知らせください。
- (3) 被保険者の代理人からの保険金ご請求に対してセコム損害保険が保険金をお支払いした後に、重複して保険金のご請求を受けたとしても、セコム損害保険は保険金をお支払いできません。

3

被保険者による保険契約の解約について

被保険者がご契約者以外の方である場合において、下記【被保険者が解約を求めることができる場合】のいずれかに該当するときには、その被保険者は、保険契約者に対し(注)、「自由診療保険メディコム」の契約を解約することを求めることができます。この場合において、ご契約者は、セコム損害保険に対する通知をもって、「自由診療保険メディコム」の契約を解約しなければなりません。詳しくは、「ご契約のしおり・普通保険約款および特約集」をご確認ください。

【被保険者が解約を求めることができる場合】

- ①被保険者が、「自由診療保険メディコム」の契約の被保険者になることについて、同意をしていない場合
- ②次に該当する行為のいずれかがあった場合
- ・ご契約者または保険金を受け取るべき方が、「自由診療保険メディコム」の契約に基づく保険金を支払わせることを目的として 保険金の支払事由を生じさせ、または生じさせようとした場合
- ・保険金を受け取るべき方が、「自由診療保険メディコム」の契約に基づく保険金のご請求について、詐欺を行い、または行おう とした場合
- ③ご契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ④他の保険契約等との重複により、被保険者に係る保険金額の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態が もたらされるおそれがある場合
- ⑤ご契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②~④の場合と同程度に被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、「自由診療保険メディコム」の契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、「自由診療保険メディコム」の契約の被保険者となることについて同意をした事情に著しい変更があった場合
- (注)①に該当する場合は、その被保険者は、セコム損害保険に対する直接の通知をもって、「自由診療保険メディコム」の契約を解約することができます。その際、被保険者であることを証明していただく資料等をご提出していただきます。

11

m e m o
<u>. </u>

m e m o